

公益法人認定法における公益認定の基準

1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

公益目的事業⁽¹⁾を行うことが主たる目的であること。

公益目的事業に必要な経理的基礎および技術的能力があること。

理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと。

社会的信用を維持する上でふさわしくない事業、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。

公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること。

公益目的事業以外の事業が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2. 法人の機関に関するもの

同一親族等および他の同一団体の関係が理事又は監事の3分の1を超えないこと。

収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること。

理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること。

社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

3. 法人の財務に関するもの

公益目的事業比率⁽²⁾が100分の50以上になると見込まれること。

遊休財産額⁽³⁾が一定額を超えないと見込まれること。

4. 法人の財産に関するもの

他の団体の意思決定に関与することができる株式等を保有していないこと。

公益目的事業に不可欠特定の財産⁽⁴⁾について、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。

公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額⁽⁵⁾に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。

清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

(用語の説明)

1. 公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関して、公益法人認定法の別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。

2. 公益目的事業比率

公益法人の行う全ての活動の中で公益目的事業が占める割合を、それにかかった費用の額で測ったもの。公益法人は公益目的事業を行うことが主たる目的であることから、この比率が少なくとも半分以上であることを求めている。

3. 遊休財産額

公益法人が保有する財産のうち、公益目的事業または公益目的事業に必要なその他の業務等に現に使用されておらず、引き続き使用されることが見込まれないものの額。公益法人が保有する財産が公益目的事業のために速やかに使用されることを確保するため、使用や使用の見込みがない財産を保有することに制限を設けている。

4. 公益目的事業に不可欠特定の財産

公益法人の財産の中に公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合において、公益法人がその旨及びその維持、処分の制限に関する事項を定款で定めた財産のこと。事業の実施に支障が生じないようにする一方で、財産処分に必要以上の制約とならないよう、かかる財産として定款上の定めを設けるかどうかについては、公益法人自身の決定に委ねている。

5. 公益目的取得財産残額

公益法人が公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ公益目的事業のために費消、譲渡していないものの額。公益法人が公益認定の取消しを受ける等して公益法人でなくなった後も当該財産額が引き続き、公益目的のために使用、処分されることを担保するため、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対してその金額を贈与する旨を定款で定めていることを公益法人に対し求めている。